



◎第五十一回帝國議會に於ける路政

三箇月間を喧騒裡に送つた五十一回帝國議會に於て審議

された國政中我が路政に關係するものは尠くないが、其の

内路政に直接する重要なものは生方大吉、井本常作、佐藤

實の三君が提出した重要府縣道改良に關する建議である。

重要府縣道改良ニ關スル建議

政府ハ自動車ノ交通頻繁ナル重要府縣道ヲ選擇シ之カ改良ヲ獎勵スルカ爲地方道路改良費ニ對シ國庫ヨリ補助スルノ途ヲ講セラルヘシ

右建議ス

重要府縣道改良ニ關スル建議案理由書

近時自動車ノ發達著シク地方産業ニ資補スル所渺少ナラスト雖ニ之カ利用スヘキ道路ハ極メテ劣悪ニシテ折角發達セムトスル新式交通機關モ爲ニ其ノ機能ヲ十分ニ發揮スルヲ得サル

ノ現状ニ在リ爲ニ地方ハ文化ノ進展ニ浴スル能ハス當然收メウヘキ經濟財貨モ亦之ヲ消化スルヲ得サルハ國運ノ進展上迄ニ遺憾トスル所ナリ固ヨリ是等ノ缺陷ヲ救濟スルノ途多々アリト雖財政ノ豐富ナラサル我カ國ニ在リテハ經費僅少其ノ經營ノ容易ニシテ交通上ノ効果最顯著ナル交通機關ノ普及發達ニ力ムルヲ要スルハ贅言ヲ要セス此ノ點ヨリスルトキハ自動車道路ヲ改良スルニ如カス然レトモ是等ノ改良ハ地方ノ施設ニ放任スヘキモノニ非シテ國家ハ當然之ヲ助勢スルノ責務ヲ有スルモノト認ムルヲ以テ自動車ノ利用上最大ナル價值ヲ有スル府縣道ヲ選擇シ之カ改良費ニ對シテハ國庫ハ相當補助スルノ必要アリ是レ本案チ提出スル所以ナリ

此建議の次に直に表はれて來たのは澤口葛五郎外三十六名からの請願であつて、政府が重要府縣道改良費國庫補助の意見を容るゝや決定しない先に群馬縣に於ける府縣道沼田六日町線を重要府縣道として擇擇せられむこととの請願である隨分氣の早い連中であるが自動車道路改良の計畫が民間に歡迎されて居る一端を窺ふことが出来る。

縣道沼田六日町線ヲ自動車用道路ニ編入ノ件請願

群馬縣管内縣道沼田六日町線ハ利根郡沼田町ヲ基點トシ薄根、右馬牧、桃野、新治ノ數村ヲ通過シ新潟縣ニ入り淺貝、二居、至保湯澤、六日町、長岡ヲ經テ新潟市ニ達スル路線ニシテ往昔徳川

幕府時代ニハ三國街道ト稱シ越後國ニ於ケル諸大名並佐渡奉行等ノ通行セシ道路ニシテ歴史上最モ古シ其ノ後明治十八年國道新潟道開通セラレシト雖路線中清水越ニ山嶺ヲ通過スル所ニ在リテハ

冬季雪積數尺ニ達シ人馬ノ交通全ク杜絶セリ之ニ反シ沼田六日町線ハ三國峠ノ坂路アリト雖清水越ニ比スレバ積雪少ク冬季ト雖尙交通スル事ナ得候是ヲ以テ本縣ヨリ新潟縣ニ通スルニハ本道路ニ據ラサルヲ得サル次第ニ有之候殊ニ近年地方産業ノ發達ニ伴ヒ沿

道地方ヨリ產出スル物資ハ漸次増加シ之力運搬ハ一トシテ本道路ニ據ラサルハナシ又沿道各所ニ散在セル鑛泉ノ浴客ハ年一年ソノ數ヲ増シ現ニ沼田町ヨリ湯宿温泉マテ日々數回自動車ノ往復ヲ見

ル盛況ニ有之又日本鋳造製造株式會社赤谷乾溜工場ノ設置セラレシ以來同會社ニ於テ要スル材料並ニ生產品ノ搬出入頗ニ多キナ加

ヘ候此ノ如ク沼田六日町線ハ交通運輸上將產業發達上極メテ重要ノ道路タルノミナラス亦新潟縣ニ通スル唯一ノ道路ニ有之候近ク

上越線ハ開通セラレハシト雖亦陸路新潟縣ニ通スル一大道路ヲ設ケ以テ本邦ナ南北ニ貫通シ日本海ニ面スル新潟縣トノ交通運輸ヲ

容易ナラシムルコトハ最モ緊要ノ事ト被考候聞ク所ニ依レハ今回

自動車用道路設定ノ趣ニ就イテハ右沼田六日町線ハ前陳ノ通重要ノ道路ニ付自動車用道路中ニ御編入相成候致度此段及請願候也

次は道路鋪裝工事に依る受益者負擔金に對する質問であつて、横山勝太郎君が提出了た。

る、東京市が明治神宮表參道鋪裝工事に原因して受益者負擔金を賦課せむとする處分は正當なりやと言ふ質問であつて、横山勝太郎君が提出了た。

明治神宮表參道鋪裝工事ニ對スル道路法ノ運用ニ關スル質問主意書

一 東京市ハ明治神宮ノ表參道ノ鋪裝工事ヲ爲シタリトノ理由ニ依リ道路受益者トシテ沿道ノ住民ニ對シ巨額ノ負擔金ヲ課セムトセリ然レトモ既設ノ道路ニ對シ鋪裝工事ヲ爲シタレバトハ沿道住民ハ著シキ利益ヲ受ケルモノニ非ス、抑明治神宮ノ表參道ハ全國ヨリノ參拜者ノ爲メニ開設セラレタル準國道ニシテ神宮境内ノ延長ト看做スベキモノナルカ故ニ其ノ鋪裝工事費ノ如キハ沿道住民ノ負擔スベキ性質ノモノニ非ス故ニ東京市カ今回神宮沿道ノ住民ニ對シ負擔金ヲ課セントスルハ道路法第三十九條ニ違背スルモノト思料ス政府ノ所見如何

二 假リニ違法ニ非ストスルモ

イ 大正九年中新設セル明治神宮表參道ノ土地ノ代價若干ハ移轉料ノ如キハ約半額ヲ寄進スルノ特志ヲ以テ買收又ハ移轉ニ應シタルモノナリ

ロ 明治神宮表參道ハ一年ヲ通シテ數日ヲ除クノ外常ニ寂寥タル狀態ニシテ沿道商賣ノ受クル利益ハ極メテ渺少ナリ土地產物商、飲食店ノ如キハ疲弊困憊ノ極ニ達シ居ルモノナルニ今回沿道住民ニ對シ巨額ナル負擔金ヲ課スルハ其處置不當ナリ

ト思料ス

三 負擔金ヲ課スルハ適當ナリトスルモ其ノ金額ニ關シテハ前二ノ事情ヲ斟酌スルノ必要アリト思料ス政府ノ所見如何

右及質問候也

此質問は東京市が受益者負擔金を賦課した場合に不服の材料となるのであるが、政府は之に對し左の答辯を與へた

明治神宮表參道鋪装工事ニ對スル道路法ノ

運用ニ關スル質問ニ對スル答辯書

東京市長カ明治神宮表參道ノ鋪装工事ニヨリ著シク利益ヲ受ケタルモノニ對シソノ工事費ヲ負擔セシムル目的ナ以テ此ノ旨ヲ豫メ告示シタルハ事實ナリ、然レトモ既設ノ道路ヲ鋪装シタルニ因リ沿道住民カ著シキ利益ヲ受クルハ顯著ナル事實ニシテ其ノ工事

力鋪装ナルノ故ナチ以テ著シキ利益ナシト謂フヘキニ非ス

明治神宮表參道モ亦一般道路ニ外ナラサルヲ以テ道路法第三十九條ノ規定ニ依リ受益者ニ工事費ノ一部ヲ負擔セシムルハ違法ニ非ス

道路法第三十九條ノ規定ニ依リ負擔セシムヘキ負擔金ハ妥當ナル事ナ要シ沿道土地ノ狀況其他諸種ノ事情等斟酌シテ決定スヘキハ勿論ニシテ右負擔ニ付テハ東京市道路評議會ノ審議ナ經東京市

長ノ定メタル道路鋪装工事費負擔規程ノ定ムルトコロニ依ルモノニシテ東京市内ニ於ケル他ノ負擔實例ニ徵スルトキハ妥當ナル處置ト思料ス

負擔金ノ算定ニ關シテハ諸種ノ事情ヲ斟酌スルノ必要アリ鋪装工事費ヲ負擔セシムル場合ニ於テ其ノ道路ナ新設シタル場合ニ於ケル特殊ノ事情ノ如キモ道路ノ新設ニ相次イテ鋪装工事ナ施行シタル場合等ニ於テハ相當斟酌スルノ必要アルモノト思料ス

右及答辯候也

次は宮崎縣に於ける大淀川に架する橋梁を國に於て架設して呉れとの建議であつて、長峰與一君外三名の御土産案である。

大淀川架橋ニ關スル建議

政府ハ宮崎市ヲ貫流スル大淀川ニ完全ナル橋梁ヲ架シ以テ交通運輸ノ便ヲ増進シ地方開發ノ道ヲ講セラレン事ヲ望ム

右建議ス

理由書

宮崎市ノ中央ヲ貫流スル大淀川ニ架設セル橋梁ハソノ交通頻繁ナル運輸機關ノ發達ト共ニ時代ノ要求ニ應スル能ハスシテ障害常ニ起リ老朽シテ亦危險ナリ之ガ改築ハ當面ノ大急務ニ屬スレトモ現代ニ順應セル且永久的ナル橋梁ヲ架設セントセバ貧弱ナル地方費ノ及ハサル所ナリ政府ハ宜シク國費ヲ支出シテ之ガ改築ヲ助成スヘキナリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

此建議に對する政府の意見を聞くと、宮崎市内大淀川に架する國道橋梁は永久的構造に改築するの必要はあるが、

本橋の性質からするときは、地方に於て改築するものであるから、縣が適當な財政計畫を樹立して改築するときは政府は財政の許す範圍に於て、其の改築に對し補助を與へ事業を助勢する方針の由である。

衆議院に於て論議された路政は以上の如きものであるが、貴族院に於て道路並木濫伐に關する質問が出て、政府の答辯する所に依ると、道路並木は道路の維持上必要な施設であるから之を維持保存すべきは勿論であつて、道路維持修繕令に於ては並木が枯損障礙に係るか又は非常災害若是危險防止の爲緊急の必要ある場合の外伐採することを禁止し、並木に缺位を生じたときは之を補植すべきことを規定し並木の保護に力めて居る、從來は其の伐採に關し一々監督官廳の認可を受けしめたが、事務簡捷の趣旨に依つて其の認可制度を廢止したが、道路管理者は右の規則に依つて維持管理するのは勿論であつて濫伐すべきでないと言つて居る。(た)

◎乗合自動車に對する建議

社團法人鐵道同志會は第十三回定時會員總會に於て、近時鐵道又は軌道の領域に浸入せむとする乗合自動車に對する對抗策を按し、乗合自動車營業の許可及取締に關する規

定の制定に付建議することを議決した其の要領は左の通りである。

- 一 自動車營業ヲ軌道ト同様ニ特許營業トナシ出願アリタル場合ニ於テハ既設ノ地方鐵道、軌道及出願中ノ鐵道軌道ノ利益ヲ侵害スルノ虞ナキヤ否ヤヲ充分調査ノ上許否ヲ決セラレ度事
- 二 右法令制定マテ應急ノ手段トシテ左記事項ノ實行ヲ期セラレ度事

(イ) 地方長官が自動車營業出願ヲ受付ケタル場合出願營業線

路ニ既特許地方鐵道、軌道アルカ又ハ既設地方鐵道、軌道ト近接又ハ並行スル場合ニ於テハ既特許事業者及道路管理者ノ意見ヲ徵シ主務大臣ニ稟伺シタル上許否ヲ決セラレ度事

(ロ) 従來自動車取締令ニ依ル地方長官ノ營業免許其ノ他ノ處分ニシテ動モスレハ地方鐵道、軌道ノ營業ニ脅威ヲ興フルガ如キ事例アルハ遺憾渺カラス依テ地方鐵道軌道ノ保護助長ノ趣旨ニ副フベク至急地方長官ニ相當ノ通牒アラムコトヲ望ム

- (ハ) 現ニ軌道業者ニ於テ負擔スル道路補修費ノ三割乃至五割ヲ自動車營業者ニ負擔セシムルコト、シ許可ノ場合ニ於テ右負擔力ノ無キモノニ許可セザル方針ヲ採ラレ度事
- (ニ) 地方鐵道及軌道業者其ノ鐵道軌道ニ接續シ若クハ並行スル道路ニ於テ自動車營業ヲ願出スルトキハ競願先願又ハ既

許可營業者ノ有無ニ關セズ之ニ許可ナ與ヘラレ度事

(ホ) 前項自動車ト稱スルハ乗合自動車及貨物自動車ヲ指スモノトス

(ヘ) 右ノ主旨ニ依リ内務省ニ於テ適當ノ處置ヲ取り之レガ微

底ナ期セラル、様請願書ヲ提出シ努力スルコト

(ト) 右實行方法トシテ本會理事ノ外委員中ヨリ實行委員若干名ヲ擧ガ關係官廳ニ陳述主旨貫徹ナ期スルコト

右の建議はまだ主務大臣に提出されて居ないが、乗合自動車と鐵道軌道との競争は英米に於ても既に實現し、之が

解決方法に付當局を悩まして居る問題であつて、双方の主張を相當に緩和し兩者の能力を發揮せしむることに考慮せなければならぬのであるが、鐵道若は軌道の經營者が往々にして其の業務の小さき天地に捉はれて唯我獨占を高調するには不合理である、昨年開かれた同會の第十二回會員總會のときも同様の議論があつて、其の會議に列席した内務省の田中土木事務官か、乗合自動車の效用を考慮せずに其の勢力範圍に鐵道又は軌道を敷設したことは當業者の失策であつて、其の失策を救済する爲に一般民衆の利益と爲るべき乗合自動車を排斥せむとするのは間違つた考であると

説明したが爲に大に當業者をして憤慨せしめたが、吾人も亦同感である一鐵道經營者の爲に公衆一般の利益を犠牲にしてまでも既設事業を尊重する必要は無い、何れ此建議に接する内務當局は公衆の利便利益と言ふことを主眼として適當に解決して貰ひ度い。(T 生)

◎本會幹事會

大正十五年の新年度に直接したので本會の新事業の概要を決定すべく三月十八日内務省土木局の應接室で幹事會を開いた、例に依つて名案續出しあが、一定經費の範圍内に於て事業の執行をするのであつて、名案を容る、餘地の渺い爲に遺憾の點が多い、来るべき十六年の陽春の候を期して道路展覽會を開くこと、今夏に道路講習會を開くことを議決して散會したが、今回の講習會は從來の舊態を一新して實地指導に重きを置き、午前は學術講演とし午後は多數施行中に屬する復興事業を實地に視察して之を批評する方針である。

◎災害土木工事擔當技術官會議

注意事項

災害土木工事事務打合せの爲四月五日から三日間、内務省土木局に於て工事擔當技術官會議を開くこと、爲つた、其の日程及議案等は左の通りである。

日 程

第一日（五日）午前九時三十分開會

土木局長挨拶

第一技術課長講演

午後一時三十分再開 諸間事項

第二日（六日）午前九時三十分開會 協議事項

午後一時三十分再開 協議事項

第三日（七日）午前九時三十分開會 指示事項 注意事項

午後一時三十分再開 希望意見聽取、質疑應答

第四日（八日）午前十時赤羽驛集合

岩淵水門、新荒川

視察
隅田川筋架橋工事

川崎鐵線工場

指 示 事 項

一 河川行政ニ關スル勅令、省令、訓令、通牒ニシテ最近改正セ

（ラレタルモノアリ又近ク改正セラ レムトスルモノアルヲ以テ河

川事務處理上特ニ注意セラレタシ（改正法規概要別紙之通り）

リヤ

協 議 事 項

一 職工人夫ノ歩掛チ統一スル件

二 設計書様式、工法名、材料名並ニ其ノ規格ヲ統一スルノ件

一 災害土木費國庫補助關係法規ハ其ノ内容頗ル複雜ナルヲ以テ
其ノ運用ニ當リテハ之カ解釋ヲ誤ラサル様特ニ留意セラレタシ
（特ニ疑義アル點ニツキ説明スヘシ）

一 又ハ大正十二年度及大正十三年度、災害工事ニ對シ未だ一同モ
申請セサルモノアリ斯クノ如キハ事務處理上甚ダ不都合ニ付未
申請ノモノハ速ニ其手續ヲ取り尙將來期限ヲ嚴守スル様注意セ
ラレタシ

一 全部成功認定申請ノ場合ニ當リテハ國庫補助受入額調ノ添付

チ要スルモ（大正十四年九月十二日發甲第二六號）往々添付済
ノ向アリ注意セラレタシ

諸 問 事 項

一 災害土木費國庫補助關係法規中改正ナ希望スル點ナキヤ

二 河川工法ニシテ特ニ好結果ヲ收メタル實例及失敗ニ歸シタル

實例如何

三 河川ノ維持修繕ニシテ一設計ト爲シ得ルモノ、施行ニ付テハ

平素如何ニ處理シツアリヤ

四 土木工事請負契約締結ノ方法如何尙設計變更ナジタル場合

ニ於ケル其ノ請負金額ノ變更ハ如何ナル方法ニ依リ定メツ、ア